

SARTRAS 共通目的事業による 著作権教育教材の開発

布施 泉

北海道大学

著作権教育の重要性

SNS 等を用いて誰もが情報を発信する現代の社会では、著作権を学ぶ重要性は言を俟たない。児童・生徒に対する著作権教育は、初等中等教育の新学習指導要領で重視されており、音楽、美術、書道、技術・家庭や情報といった科目の中で取り上げられている¹⁾。また国語科では、代表的な著作権の権利制限規定の1つである「引用」を、小学校中学年から扱うこととなっている(たとえば、小学校国語科の学習指導要領解説では、「第3学年および第4学年の内容」の「情報の扱い方に関する事項」として、「比較や分類の仕方、必要な語句などの書き留め方、引用の仕方や出典の示し方、辞書や事典の使い方を理解し使うこと」等といった形で明示されている²⁾)。

さらに、ネットワークを用いた学習環境の進展を受け、児童・生徒・学生といった教育を受ける側(以後、学習者と記す)だけではなく、教育を行う側である教職員においても著作権の知識は必要不可欠となっている。コロナ禍を契機に、学校教育でのネットワークを用いたコンテンツ利用の必要性が高まっている。この点に関し、近年、学校教育の権利制限規定に関する著作権法の改正(第35条の改正)が行われており、教職員に対する著作権法への理解のアップデートをはかる必要がある。

このような背景から、本稿では教員と大学の学生を対象とした著作権教育に資する教材開発の取り組みについて紹介する。ここで紹介する教材は、(一社)大学ICT推進協議会(以後、AXIESと記す)が

(一社)授業目的公衆送信補償金等管理協会(以後、SARTRASと記す)の共通目的事業の助成を受けて開発を行っているものである。「開発する著作権教育・学習教材の概要」でその詳細を述べる。

著作権教育の難しさ

さて、筆者は著作権に関する教育・学習は特に以下の3つの点について難しさを伴うと考えている。

- 著作権法の正しい理解についての継続的学習(頻繁な著作権法の改正に起因)
- ネットワーク環境の推進に伴う、他者への権利侵害の容易さとその影響度の大きさ
- 著作権法への正しい知識を自らの行動規範へ適切に反映できるか否か

まず1点目の難しさとして、近年の情報技術の進展に伴う社会的要請等を踏まえ、著作権法の改正が頻繁に行われている点が挙げられる。法に基づく知識を正しく身に付けるためには、学習者は法が変わり得ることを前提として学び続ける必要がある。また社会的には、学習者が、いつでもどこでも正しい知識を学べる環境を構築することが必要である。しかし、前者については、著作権法は私たちの生活に直結する身近な法であるものの、条文をそのまま読んで直ちに理解できるようなものではないため、学校教育で受動的に学んだだけでは、以後の学習を継続するための動機づけが弱い。著作権法は、著作者等の権利保護と著作物の公正な利用とのバランスをとり、文化の発展に寄与することを目的とした法



である。学習者自らが著作者になる可能性を踏まえ、著作者の権利と著作物の公正な利用の両面からの学習が望まれる。特に公正な利用の観点では、著作権者の権利を一部制限する規定である著作権の権利制限規定(例：引用、私的使用目的での複製、学校等の授業の過程における複製・公衆送信・公の伝達、等)についての適切な理解が欠かせない。前述した通り、教育関係者は、これらの著作権の権利制限規定は理解した上で授業や研究を進める必要がある。また、後者の社会的な学習環境の構築の観点では、本稿で述べる著作権教育教材が、まずはその一助になるよう、質の良い教材の提供に尽力していきたいと考えている。

2つ目の難しさとして、ネットワークが発達した現在の環境下では、他者の著作権を侵害した際の影響が大きくなる可能性があることに加え、SNS等でそのような侵害行為が容易に行うことのできる環境になっている点が挙げられる。ネットワーク上に散在する著作物の不適切な利用により、本人の本来の意図とは関係なくグローバルな問題に発展する可能性もある。インターネット上での不特定の人もしくは特定多数に向けた発信は、公衆送信となる。誰もが公衆送信可能な時代であることを意識して、著作権の教育・学習を行う必要がある。また、近年は情報技術の進展に伴い、AI等の新たな技術を用いた作品が発生しており、今後、著作権の取り扱いに質的な影響を与える可能性についても意識していく必要があるだろう。いずれにせよ、今後も変わり得る著作権法を正しく理解した上で、著作権法を遵守していくことが求められる。

さらに3つ目の難しさとして、正しい著作権法の知識を得たとしても、それらを正しく自らの行動に反映させることができるかどうかという点が挙げられる。著作権法は、一部を除き、罰則は権利者の告訴が必要な親告罪での適用となるため、「この程度は」「この人であれば」といった自身に甘い判断での行動を重ねる学習者が少なからずいる可能性があ

る。最終的には、著作権の知識だけを学ぶのではなく、その根底にある他の著作者への敬意を持つこと、その権利を尊重し、また自らも著作者となることを意識して行動できるように学習していく必要があるであろう。ただし現状では、この難しさを解決する前に、学習者は、まずは著作権に関する正しい知識を身に付ける必要がある。

以下では、著作権の正しい知識を基礎から学ぶことができるように目指した教材開発の概要について報告する。

開発する著作権教育・学習教材の概要

2018年の著作権法の改正では、補償金を支払うことで、学校等の教育機関における授業の過程での著作物の公衆送信が、著作権者の許諾を求めずに行えるようになった(必要かつ適切な範囲等といった条件があるので注意)。この補償金のことを授業目的公衆送信補償金と呼ぶ。著作権法は、この授業目的公衆送信補償金に関して、補償金を受ける権利の行使や指定の基準、補償金の額の定め方等について規定している(著作権法第104条の11から第104条の16)。

著作権法(第104条の15第1項)では、授業目的公衆送信補償金の一部を「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」(以下、共通目的事業と記す)に支出することとされている³⁾。この共通目的事業に関する助成事業が2022年度からSARTRASで始まった。2022年度の採択事業一覧は、Webページ上で公開されている⁴⁾。

本稿で紹介する教材は、AXIESが2022年度に応募した事業「教育現場で正しく著作権法を運用するための教材開発」にて開発したものである。「教育を行う者」「授業を受ける者」を対象とした教材を開発し、それらを無償公開することにより、教育現場での著作権法の正しい理解と運用の促進を目指している。本事業での開発教材は、教員向け教材(PDF冊

子)と学生向け教材(動画)から構成される。

本事業は、AXIESの学術・教育コンテンツ共有流通部会(以下、CSD部会と記す)と情報教育部会を主体として実施組織を構成して制作を行った。主たる2022年度教材開発メンバ(著作者・監修者)を表-1に示す。事業の実施期間は2022年度から2023年度である。そのため、本稿執筆時ならびに掲載時には、その一部の紹介にとどまることをご容赦いただきたい。本事業で開発した教材は、以下のWebサイトにて提供を行うこととしており、2023年度終了時には、本掲載時に比して、多くの教材が提示されているはずである。適宜参照いただきたい。

https://axies.jp/report/copyright_education/

□ 教員向け教材(PDF 冊子)

「教育を行う者」つまり教員向けの教材として、PDF冊子「すぐわかる 著作権と授業」(図-1参照)を開発した。上記サイトにクリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC BY 4.0)にて提供している。

表-1 2022年度教材開発メンバ
(著作者・監修者、50音順で敬称略、2023年2月時点)

天野由貴(東京工業大学)、喜多一(京都大学)、 木村剛大(小林・弓削田法律事務所)、隅谷孝洋(広島大学)、 多川孝央(九州大学)、布施泉(北海道大学)、和田智仁(鹿屋体育大学)
--

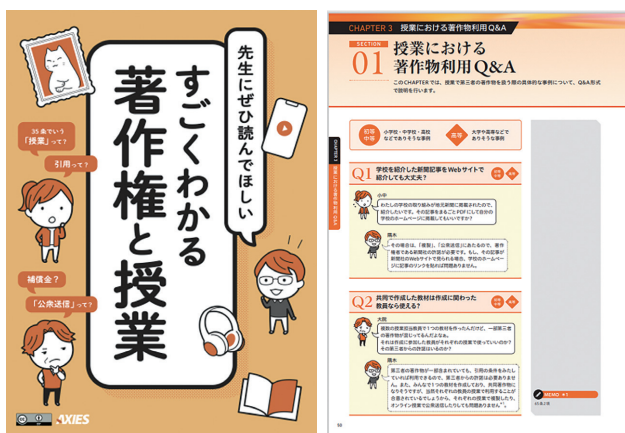


図-1 教員向け冊子「すぐわかる著作権と授業」/AXIES/CC BY 4.0

表-2 教員向け冊子「すぐわかる 著作権と授業」

Chap.1 著作権の基礎
Chap.2 授業における著作権
Chap.3 授業における著作物利用 Q&A
Chap.4 許諾の取り方

冊子の具体的な構成については表-2を参照されたい。著作権の基礎(著作権法とは/著作物とは/著作者とは/著作権とは)から、授業における著作権(授業と著作物/引用/授業目的の複製等/改正著作権法第35条運用指針)、授業における著作物利用Q&A、許諾の取り方という流れで、イラスト等を用いて分かりやすく説明されている。たとえば、著作物利用Q&Aでは、「卒業した学生の作文やレポートを授業で紹介したい」「違法な著作物を授業で紹介しても大丈夫?」など、具体的な教育現場でありがちな疑問とそれらについての回答・解説が提示されている。大学だけでなく、初等中等教育にかかわる教員の方には、ぜひご覧いただきたい。

□ 学生向け教材(動画)

「授業を受ける者」つまり学生向けの教材は、動画教材「基礎から学ぶ著作権」として2022年度末から公開予定であり、本稿執筆時には鋭意開発中である。動画は、AXIESですでに実績のある情報倫理デジタルビデオ小品集(AXIES企画・制作)の開発に準じ、大学生の身近な問題から著作権を学ぶ物語仕立てとしている(図-2参照)。2022年度は8編、2023年度は15編の動画クリップの開発を予定している。本動画



図-2 学生向け動画「基礎から学ぶ著作権」の解説編の画面例(開発中)



は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC BY-ND 4.0)として提供する予定である。

表-3に2022年度に開発する8編の動画の内容について示した。各クリップは物語編と解説編に分かれており、おおむね物語編が1分～3分程度、解説編が5分～7分程度になる。以下に各クリップで扱う主なキーワードを抜粋して示す。

- 01 そもそも著作権とは：著作物，著作者，公正な利用，著作者の権利の保護，オープンソースソフトウェア
- 02 著作物を公衆に送信する権利：著作財産権，公衆送信権，送信可能化権，複製権
- 03 著作者が持つ人格的な権利：著作者人格権，公表権，氏名表示権，同一性保持権，名誉声望保持権
- 04 著作物の保護期間と利用の仕方：パブリックドメイン，クリエイティブ・コモンズ・ライセンス，著作権の権利制限規定
- 05 学校教育にかかわりの深い特別なルール：権利制限規定
- 06 SNSで著作権侵害？：公衆送信権，複製権，キャラ弁，プロフィールアイコン
- 07 利用規約を読みましょう：利用規約，利用許諾，ライセンス
- 08 引用について学ぶ：公表された著作物，主従関係，明瞭区別性，公正な慣行，正当範囲内，出所の明示

上記の構成概要から、教員向け冊子と学生向け動画の両方に共通の内容が含まれていることがお分かりいただけることと思う。本教材では、教員向け、学生向けとも、著作権の基本事項から、引用や

授業の過程での複製等を扱った著作権の権利制限規定、公衆送信（公衆とは何かを含む説明）を取り上げている。また異なる点としては、教員向けでは実際の授業において理解が必要な改正著作権法の第35条の運用指針についての説明やQ&Aといった現場での運用に必要な情報が多く掲載していることに対し、学生用動画では授業でない場合と授業での著作物の利用の違い、フリー素材を利用する際の注意点といった学生の生活場面を想定して著作権を扱う事項を多く含めていることが挙げられる。

動画教材は、2022年度の8編は基礎的内容を取り上げたが、2023年度の15編では、より多様な内容を取り上げていきたい。

開発した教材の活用と今後の計画

冒頭の「著作権教育の難しさ」で述べた通り、著作権法は頻繁に改正されている。開発した教材の内容が法の改正により不適切になってはいないか、さらに説明を加えるべき内容がないか、といった観点で継続的に教材内容を確認し改善を行っていく必要がある。また、そもそも本教材により教員や学生が著作権に関する知識を正しく理解することができたかを調査し確認していくことも必要である。筆者はこれまで、一般情報教育の中で動画教材を用いた著作権教育を継続的に行ってきたが、教材の学習順序によっては、規制を強化する方向に学習者の意識が萎縮する効果を確認している⁵⁾。たとえば、著作権の権利制限規定を正しく理解する前に「〇〇はしてはいけない」といった著作権の保護の側面のみを強調した指導を行った場合には、適法な引用といった著作物の公正な利用も行いにくくなるという現象である。これは著作権法の趣旨を鑑みるととても不幸なことである。教員や学生の理解の状況を調べ、状況に応じ、意識の萎縮効果を起こさないような教材の提示順序を示すといった学習手法に関する研究を進めていくことも望まれよう。

表-3 学生向け動画「基礎からわかる著作権」2022年度の内容

1 そもそも著作権とは	5 学校教育にかかわりの深い特別なルール
2 著作物を公衆に送信する権利	6 SNSで著作権侵害？
3 著作者が持つ人格的な権利	7 利用規約を読みましょう
4 著作物の保護期間と利用の仕方	8 引用について学ぶ

また、開発した教材は日本語を用いているが、著作権法は、日本で学ぶ留学生や日本で教える日本語を母語としない教員等にも広く理解してもらう必要がある。さらに視聴覚に障害を持つ人にも開発教材で学べるような対応が望まれる。したがって、英語翻訳版の教材開発や、日本語での字幕化といった学習者の多様性を鑑みた教材の拡充も検討している。本教材開発のプロジェクトが、広く学習者に対する著作権の理解の深化を促す一助になることを願っている。

参考文献

- 1) 文部科学省：平成 29・30・31 年改訂学習指導要領（本文，解説），https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm (2023/2/3 閲覧)
- 2) 文部科学省：小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 国語編，平成 29 年 7 月，https://www.mext.go.jp/content/20220606-mxt_kyoiku02-100002607_002.pdf (2023/2/3 閲覧)

- 3) e-GOV 法令検索：著作権法（昭和四十五年法律第四十八号），<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=345AC0000000048> (2023/2/3 閲覧)
- 4) (一社) 授業目的補償金等管理協会：2022 年度 SARTRAS 共通目的事業の助成事業について「2022 年度共通目的事業・助成事業一覧（PDF）」，https://sartras.or.jp/wp-content/uploads/kyotsumokuteki_joseiichiran2022.pdf (2023/2/3 閲覧)
- 5) 布施 泉，岡部成玄：高等教育における著作権学習—学習による意識への萎縮効果をふまえた学習構成，教育システム情報学会，Vol.26, pp.42-51 (2009).

(2023 年 2 月 4 日受付)



布施 泉（正会員） ifuse@iic.hokudai.ac.jp

北海道大学情報基盤センター教授，博士（理学）。北海道大学情報処理教育センター助手，北海道大学情報基盤センター准教授等を経て 2010 年から現職。大学 ICT 推進協議会・理事（CSD 部会担当），情報倫理デジタルビデオ小品集制作 TF 主査。情報倫理教育，プログラミング教育を含む大学の一般情報教育，および ICT を用いた学習支援環境に関する研究に従事。

情報処理学会第 86 回全国大会併催

第 6 回中高生情報学研究コンテスト

2023 年 6 月
詳細公開！

受付開始：2023 年 9 月 1 日（金）

申込締切：2023 年 10 月 10 日（火）

※申込多数の場合は早期に締め切ります。

ポスター締切：2023 年 11 月 10 日（金）

ブロック大会：2023 年 12 月 9 日（土）～17 日（日）頃

全国大会：2024 年 3 月 16 日（土）

会場：神奈川大学 横浜キャンパス

（神奈川県横浜市神奈川区六角橋 3 丁目 2 7-1）

主催：一般社団法人 情報処理学会 情報処理教育委員会

一般社団法人 情報処理学会 初等中等教育委員会

詳細はホームページで逐次公開していきます。

<https://www.ipsj.or.jp/event/taikai/86/86PosterSession/>

例年より締切が早いので
お間違えなく！

